

令和4年度事業報告

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

令和4年度においては、以下の事業を実施した。

一 測量専門教育の充実向上及び普及（実施事業）

1 測量専門教育に関する調査研究（定款第4条第1項第1号）

測量教育機関（測量法第50条及び第51条に定める大学、短大、高専、測量専門学校）における測量教育内容、動向についての調査を対面式で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、対面式の実施はできなかった。

一方で、令和4年11月に国（国土地理院）が実施した「測量技術者の担い手確保」に関するヒアリングに中央工学校及び仙台工科専門学校の両校が協力を求められ、その際に、他の測量専門学校からも測量教育と若手技術者輩出の観点からの課題や意見等を聴取し、ヒアリングに対応した。

2 測量専門教育学校運営連絡会（定款第4条第1項第3号および第8号）

測量専門学校運営連絡会の開催は、新型コロナウイルス感染症への基本的な感染対策を講じ、令和4年8月4日から5日に茨城県つくば市（ホテルマークワン会議室）において調査・研究部会を、令和5年1月26日に東京都文京区（(公社)日本測量協会会議室）で測量専門学校運営連絡会をそれぞれ開催し、各測量専門学校及び関係行政機関等と、教育現場における詳細な分析とともに今後の教育内容及び教育実習等の検討を行った。

また、各学校における新型コロナウイルス感染症に対応した授業体制、実習の実施状況などの情報交換や来年度に向けた対策、対応などについて意見交換を実施し、とりまとめて会長に建議した。

3 海外技術支援（定款第4条第1項第4号後段）

海外技術支援・援助の一環として関係機関を通じて職員の派遣を実施しているところであるが、今年度は、一般社団法人国際建設技術協会から講義の依頼があり、「国家基準点管理の効率化と利活用」コースの「3次元網平均」について、5カ国（バングラデシュ、カンボジア、ネパール、北マケドニア、タイ）の10名に講義を実施した。

4 広報（定款第4条第1項第5号）

(1) 地図・測量関連団体と連携した広報活動

①「地図展2022 新潟市へ新潟市から」が、令和4年9月27日～10月5日までの

間、新潟県民会館（新潟市）において開催され、当センターも管区内の専門学校等と協力し参加した。

②「測量の日」の関連行事が6月3日「測量の日」を中心に、測量・地図に関する情報、知識を国民に普及、啓発する運動が全国で実施され、開催が縮小されたイベント等もあったが、これら各種行事に全国の各専門学校と協力し参加した。

③「広報推進協議会」の構成員として参画し、測量業界の一体的な広報の強化に努めた。

(2) 測量教育等に関する電話、メール等での問い合わせに対し、的確な対応を行った。
(件数：約300件)

(3) 当センターのホームページを活用し、各種の情報発信を行った。

二 測量専門教育に関する教材の作成・販売、測量士・測量士補登録手続き事務、その他受託業務（その他事業）

1 測量専門教育に使用する一般教材の作成および販売（定款第4条第1項第2号）

(1) 「測量学概論」外4冊について昨年に引き続き販売した。

(2) 測量法「逐条解説」（平成17年初版）の改正版の刊行に向け、関係機関と調整を行ったが、刊行には至らなかった。

2 測量士、測量士補登録手続き事務（定款第4条第1項第8号）

本年度卒業生に対し、測量士、測量士補の資格取得に関する全体的な登録事務手続及び実務経験の申請方法等について指導を行った。

なお、本年度についても卒業生を対象に、測量士若しくは測量士補の登録番号、登録年月日を記載した「SECカード」の配布を行った。

区 分	登録者数	備 考
測 量 士	7 2	(7 3)
測量士補	4 3 2	(3 8 4)
計	5 0 4	(4 5 7)

備考（ ）内は令和3年度実績

3 受託業務（定款第4条第1項第6号）

「測量士・測量士補登録等補助業務」を国土地理院から受託し実施した。この業務は、測量士名簿及び測量士補名簿への登録、登録のための審査業務、名簿記載事項変更に関する業務、名簿記載事項証明に関する業務の処理及び測量士・測量士の資格取得方法、登録番号、その他登録に関する問い合わせ業務の補助業務を実施するものである。

三 その他の事業（定款第4条第1項第3号および第8号）

① J F S（日本測量者連盟）活動について

J F S加盟組織として、連盟活動に協力するとともにJ F S広報誌に当センターの概要・活動内容等について紹介した。

② 測量系C P D協議会活動について（定款第4条第1項第4号前段）

測量系C P D協議会の構成員として、その活動に参加した。

令和4年度事業報告に係る附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。